

# 支援センターの取組

～センターが支援できること～



生きがいと健康づくりイメージキャラクター  
「ちゃっぴー」 ©静岡県

## 静岡県医療勤務環境改善支援センター センター長 石田 貴

富国有徳の理想郷—しずおか  
ふじのくに



## 1 ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの概要

- (1) 開設日 平成26年10月21日
- (2) 設置場所 県庁地域医療課(担当：看護師確保班)
- (3) 設置目的  
医療従事者の勤務環境改善を推進するため、改正医療法第30条の21第3項の規定（平成26年10月施行）に基づき設置

(医療法抜粋)

第三十条の二十一 都道府県は、医療従事者の勤務環境の改善を促進するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。

- 一 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。
  - 二 病院又は診療所に勤務する医療従事者の勤務環境の改善に関する調査及び啓発活動を行うこと。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、医療従事者の勤務環境の改善のために必要な支援を行うこと。
- 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 都道府県又は前項の規定による委託を受けた者は、第一項各号に掲げる事務又は当該委託に係る事務を実施するに当たり、医療従事者の勤務環境の改善を促進するための拠点としての機能の確保に努めるものとする
- 4 第二項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

富国有徳の理想郷—しずおか  
ふじのくに



#### (4) 組織体制(直営)

センター長(医療健康局長)

副センター長(静岡労働局雇用環境・均等室長)

事務局長(地域医療課長)、スタッフ2人

#### (5) アドバイザーの配置

医療機関からの勤務環境改善に関する相談（労務管理、診療報酬制度、組織マネジメント等）に対応するため、専門職をアドバイザーとして委嘱

医療労務管理アドバイザー：社会保険労務士 16人

医業分野等アドバイザー：

医業経営コンサルタント 5人、※WLB推進委員（静岡県看護協会）6人

※医療機関からの幅広い相談に対応できるよう、H29から静岡県看護協会が実施したWLB推進事業（H28）に係る推進委員（現職看護師等）を新たにアドバイザーとして委嘱

## 2 過去（26～29年度）の取組状況

区分		26年度	27年度	28年度	29年度
取組	研修会	1回	7回	—	3回
	個別相談	←—————→			
	アンケート	○	○	○	○
計画策定 医療機関	目標	—	20病院	40病院	60病院
	実績	—	25病院	24病院	58病院
アドバイザー訪問件数 ( ) は啓発訪問で内数		11	18	21 (11)	43 (29)
対象病院数		6	7	8	31

### 3 30年度の実施状況

(1) 医療機関へのアドバイザー訪問（8月～11月）

働き方改革関連法の成立を受け、より一層勤務環境改善の取組が求められる中、同法の周知やセンターの積極的な活用を働きかけるための訪問

働き方改革関連法案の成立（成立日2018年6月29日）

施行日	2019年4月1日 ※時間外労働の上限規制に関しては、中小企業は2020年4月1日、医師は内容を今後議論したうえで2024年4月1日から適用
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働の上限規制 月45時間、年360時間を原則とし、特別な事情がある場合は年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間</li> <li>・年次有給休暇の取得（5日以上）</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

訪問実績（H30.11末現在）

（実施内容）

- ・働き方改革関連法案の内容説明
- ・医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組の周知及び対応促進
- ・医療勤務環境改善支援センターの活用
- ・医療勤務環境改善に関する意見交換等

（訪問先）

地区	病院数	訪問先の選定
東 部	2 2	中小病院（200床未満）のうち、以下のいずれかに該当する病院 ① 3 6協定を締結していない。 ② 3 6協定の定めを超える時間外労働がある。 ③ 医療勤務環境改善に取り組んでいない。 ④ 医療勤務環境改善計画を策定していない。
中 部	9	
西 部	1 5	
計	4 6	

## 訪問先病院の声

働き方改革への対応	残業時間上限規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の日当直の問題により時間外勤務が増加する可能性あり</li> <li>・医師の働き方を見直し勤務時間が少なくなった場合、一番影響を受けるのは県民である。病院が患者を受けなくなれば救急隊が苦勞することになる</li> </ul>
	勤務間インターバル制度導入（努力義務）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護師が少ない中では難しい</li> <li>・インフルエンザ等緊急事態対応を考えると医療機関での導入は困難ではないか</li> </ul>
	有休休暇5日取得の義務付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師はシフト制のため計画的に有休を取っているが、人が少ない薬局等は取りにくい</li> <li>・趣旨は理解できるが基準人員を確保しないと対応できないのではないか</li> </ul>



人手不足のため対応困難と考える病院が多くある

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



7

## (2) 運営協議会の設置 (H30.8.1)

- ・働き方改革関連法案成立に対応し、より一層医療勤務環境改善の取組を進めるため、医療関係団体等との協力連携体制を構築
- ・10月10日に第1回会議開催。平成31年2月に第2回会議開催予定

協議会委員（委嘱期間 2018年9月1日～2020年3月31日）（敬称略）

区分	構成団体	職氏名
医療機関管理者関係	静岡県医師会	理事 小林 利彦
	静岡県病院協会	会長 毛利 博
	静岡県看護協会	常務理事 鈴木 千春
アドバイザー関係	静岡県社会保険労務士会	常務理事 中村 司
	日本医業経営コンサルタント協会静岡県支部	支部長 野中 康弘
	NTT東日本伊豆病院	看護部長 塩田 美佐代

富国有徳の理想郷—しずおか

ふじのくに



8

### (3) 医療機関向け研修会

開催日時	開催地域	研修内容
H30.11.6	東部 (沼津市)	・「医療機関における勤務環境マネジメントシステムに基づく取組方法」 東京医療保健大学/大学院教授 中島美津子氏  ・県内医療機関からの取組事例の発表  ・働き方改革関連法案の内容説明
H31.2.6 (予定)	中部 (静岡市)	
H30.11.5	西部 (浜松市)	



## 4 これまでの取組の課題

### ・支援依頼が少なく、単発的な支援に止まる

⇒幅広く相談に応じられるよう、H29より新たに現職看護師等を含む看護協会WLB推進委員をアドバイザーとして委嘱したが、活動の場が少ない。

また、病院からの依頼に対応したアドバイザー派遣も単発的な支援に止まり成果が出にくい。

### ・支援センターの役割の周知不足

⇒支援センターは、勤務環境改善の取組支援を役割としているが、県、労働局、社労士がいるため労基的な問題を指摘されることを病院側に警戒されている（？）



# 5 今後の活動予定

区分	活動内容
医療機関への積極的な支援 (アドバイザーによる訪問)	勤務環境改善に取り組む特定の医療機関を重点的に支援 (考え方) (現状) 医療機関の要請に応じてアドバイザー訪問 ↓ <u>特定の医療機関を重点的に支援 (アドバイザー訪問等)</u> →成功モデル、目指すべき勤務環境改善指標 (離職率等)の水準を提示 → <b>県全体の勤務環境改善の取組を推進</b>
センターの活動周知	・アドバイザーによる医療機関訪問 ・研修会の開催 ・県HPの充実 (取組事例の掲載等) ・医療関係団体の広報誌等 ・センターPRチラシの作成 (考え方) センターを知らない/改善の取組意欲なし (現状) ↓ ・県HPなど、さまざまな機会を捉えセンターの存在、県内の取組事例等をPR

